

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都広告物審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都屋外広告物条例第56条、東京都広告物審議会運営要綱
設置年月日	1950-02-07
機関の目的・所掌内容	広告物の規制の適正を図るため
委員数	23 名 (うち、女性委員数 7 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	審議の内容に企業・団体等の情報が含まれる場合等については、非公開とする場合がある。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/singi
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 電話番号：03-5388-3335